

◎ADL維持等加算（Ⅰ）（Ⅱ）について

○（Ⅰ）（Ⅱ）共通事項

【加算の算定期間】

- ・加算の算定を開始しようとする月が基準となり、算定開始月の前年の同月から起算して12か月後までが評価対象期間となる。評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12か月以内に限り加算の算定ができる。

（例1）R4.4から加算の算定を開始する場合

評価対象期間：R3.4～R4.3

加算算定可能月：R4.4～R5.3

（例2）R4.7から加算の算定を開始する場合

評価対象期間：R3.7～R4.6

加算算定可能月：R4.7～R5.6

- ※なお、体制届において「ADL維持等加算（申出）の有無」について「あり」の届出をする際に、要件を満たしたことが分かるのは1年後なので添付書類は必要ない。
- 「申出あり」の事業所は、事業所単位で要件を満たしているかLIFEにて判断し、請求開始及び加算終了の判断をする。

○ADL維持等加算（Ⅰ）

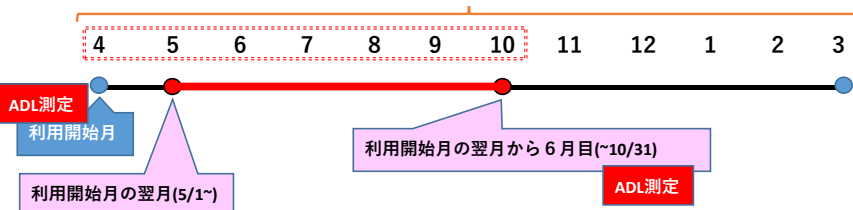
【算定要件】

- ①加算の算定を開始しようとする月の前年同月（※）に介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算（申出）の有無」について「あり」と届出を行うこと。
（※）例：令和4年4月算定開始予定⇒令和3年4月に「申出あり」の届出が必要。

- ②加算を算定しようとする事業所に、**評価対象期間（※）**が6か月を超える者の総数が10名以上であること

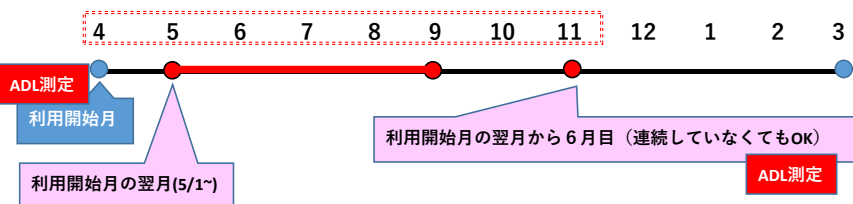
（※評価対象期間の例1）

評価対象期間（12か月間）



- ・評価対象期間は、加算の有無の届出をした日から12月後までの期間とする。
- ・届出を4月に行った場合、「4月」が利用開始月となる。
- ・連続してサービスの利用があった場合、10月のADL値が6月目の数値となる。

（※評価対象期間の例2）



- ・6月目にサービスの利用が無い場合は、当該サービスの利用があった最終の月にADLを測定する。（例えば、上記の場合、10月にサービス利用が無く、11月に利用があった場合は11月のADL値を用いる）

③やむをえない場合(※)を除き、評価対象者全員について、(i)評価対象利用開始月および、(ii)利用開始月の翌月から起算して6か月後のADLを測定する。
ただし、(ii)において6か月目のサービスの利用がない場合については、当該サービスのあった最終の月が対象となる。測定したADL値は、LIFEを用いて測定した日が属する月の翌月10日までに、厚生労働省に提出しておくこと。

※やむを得ない場合とは、緊急入院などにより測定ができなかったり、システムトラブル等により、利用者単位で情報の提出ができなかった場合のことを言う。

(「令和3年度報酬改定に関するQ&A Vol.3 (令和3年3月26日)」問16)

④評価対象者の(ii)のADL値から(i)のADL値を引いて得た値に、下記の表の右欄の値を足す(足した数値を「ADL利得」という)。

ADL利得の多い順に、上位10%(10/100)と下位10%(10/100)を除いた後、残った人のADL利得の平均値を算出し、その平均値が1以上であること。

※他の施設や事業所のリハビリテーションを併用している利用者については、連携してサービスを実施している場合に限りADL利得の評価対象利用者を含める。

(表)

1. 「2」以外の者の評価対象利用開始月のADL値が、	0以上25以下	1
	30以上50以下	1
	55以上75以下	2
	80以上100以下	3
2. 評価対象利用開始月において、初回の要介護認定(法第27条第1項に規定する要介護認定)があった月から起算して12か月以内である者の評価対象利用開始月のADL値が、	0以上25以下	0
	30以上50以下	0
	55以上75以下	1
	80以上100以下	2

○ADL維持等加算(II)

「ADL維持等加算算定要件」の①、②、③を満たしておくこと。

更に④のADL利得の平均値が2以上あること。